

吉川市体育協会公式ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉川市体育協会公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
 - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの。
 - (4) 青少年の健全育成に反するもの。
 - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
 - (7) 体育協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの。
- 2 前項各号に規定する広告の範囲は、別にホームページバナー広告掲載基準に定める。

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に事業所等を有するものに係る広告
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則次のとおりとする。

サイズ	縦60ピクセル×横120ピクセル
画像形式	GIF（アニメ不可）、JPEG、PNG
容量	4KB以内

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は会長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月のいずれかの期間までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告の掲載料)

第7条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、会長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告案の原稿を添えて、会長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた物(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第3号様式)を会長に提出する。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザインについては、体育協会及び体育協会ホームページの信用性等を損なうことのないよう、広告主と体育協会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、別に体育協会デザイン等広告表現に関する基準に定める。

(広告内容等の変更)

第12条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ホームページへの広告の掲載が適切でないと会長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により会長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における概納の広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、概納の広告掲載料は当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、本協会の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が一日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が一日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者からの広告掲載により損害を破つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

第18条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償を体育協会に請求しないものとする。

(1) 体育協会のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止。

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他体育協会のコンピューターへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月29日から施行する。